

## 泉崎村農業委員会定例総会（２月）議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時：令和 7 年 2 月 1 4 日（金）午後 1 時 3 0 分から

場 所：泉崎村役場第 1 会議室

### 2 会議構成人員（9 名）

出席農業委員（8 名）

推進委員（1 名）

1 番 箭内 一美 委員

泉崎② 鈴木 正一 委員

2 番 佐川 ヒロ子 委員

3 番 和泉 輝代 委員

4 番 大森 秀樹 委員

5 番 穂積 正徳 委員

6 番 菊地 信治 委員

7 番 大野 厚海 委員

8 番 有賀 路夫 委員

### 3 本日の提出議案

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 3 号 農地を農業用施設に転用する届出について

議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

### 4 議事録署名人

5 番 穂積 正徳 委員

6 番 菊地信治 委員

## ■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 2 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

## ■会長挨拶

(会長)

みなさん、こんにちは。

二つほどお話があります。

一つ目は地域計画に策定に向けた協議会へ参加してきました。

皆さんも座談会に参加していただき、少しずつ盛り上がってきました。

今後も座談会などはあった際には、ぜひ参加をお願いします。

二つ目は、一月二月と研修会など多くありまして、参加してまいりました。

研修のなかでコンプライアンス、法令遵守についてもございました。

農業委員会においても農地法等の法律を扱っているわけですが、やはり今の時代と非常にうるさく厳しいものになりました。

テレビを見ていてもちょっとしたことでテレビに出てしまう時代となりましたので、そこまで話していいのかなど非常に難しい判断を求められたりします。

農業委員は皆さん一人一人が主役であり、一人一人意見を求められ自己判断で回答しなければならないこともありますので、気を付けていただいて、みんなで声を掛け合いながら頑張っていきましょう。以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

## ■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「5 番 穂積正徳委員」「6 番 菊地信治委員」をお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第3号 農地を農業用施設用地に転用する届出について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第3号 農地を農業用施設用地に転用する届出について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(菊地信治委員)

2 a 未満の届出を行い、転用をした際に農業用施設としての用途が済んだ場合に農地へと戻さないといけないのでしょうか。

(事務局)

届出を受けた農地については受領印を押した届出書を法務局に持っていくと部分的に地目変更ができます。

農業用施設としての用途が済んだ際に農地へ戻したいという意向があるのであれば、農地へ戻すこともできますが、用途が済んだ際に農地へ戻さないといけないという規定はありません。

(穂積正徳委員)

農業用施設については建物ということになるのですか。

農地として課税されるのですか。

(事務局)

法務局への届出をすれば、2 a 未満の部分が登記されますので、宅地や雑種地として課税されます。

法務局へ届出をしなくても、税務課で確認し、その部分について現況課税という形で課税がされると思います。

(会長)

続きまして、「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」こちらは関連性がありますので、事務局より一括説明願います。

(事務局)

「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木正一委員の意見をお願いします。

(鈴木正一委員)

2月10日に現地確認に行きましたが、ここは離れた一軒家となっておりまして、周りは全部自分の土地となっており、離れた一軒家であることから、近隣住民に影響はなく、自分の農地に建てることから問題はないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 和泉輝代委員の意見をお願いします。

(和泉輝代委員)

正一委員と同じ意見で自宅の前にある自身の農地に建設するということでありますので問題はないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「報議案第8号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事

務局より報告願います。

(事務局)

「報議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(菊地信治委員)

この意見の回答（案）については何のことを確認しているのでしょうか。

(事務局)

この計画について支障があるかどうか、また、資料 15 ページの 2 の（1）に記載されている、ア 農用地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。イ 必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか意見を求められたものになります。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書（案）のとおり提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答いたします。

(午後：2 時 8 分)

## ■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

・地目変更登記（法務局からの照会）について

- ・令和 7 年度標準農作業賃金及び賃借料情報について

## ■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和 7 年 3 月 1 7 日（月）にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」とする声あり。）

## ■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村 2 月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2 時 3 8 分)